

Legal Update

テレビ用ブラウン管の国際カルテルに関する最高裁判決

(執筆者) [雨宮 慶](#)

1. 要旨

2017年12月12日に、テレビ用ブラウン管の国際カルテルに関する最高裁判所の判決が出されました¹。この事件は、国際カルテルに関して、公取委が外国事業者に対して行政処分(本件では課徴金納付命令)を行った最初のもので、それについて最高裁が判断したのも初めてです²。

本判決は、カルテルの合意が日本国外で行われ、合意の対象たる商品(ブラウン管)の顧客が日本国外の企業である場合でも、顧客の親会社が日本国内にあり、顧客の商品購入に相当程度関与していれば、日本の独禁法の適用があると判断しました³。

日本企業の海外子会社向けの商品やサービスに関するカルテルに影響がありそうです。

2. 事実

本件の事実は複雑ですが、概要以下の点が重要です。

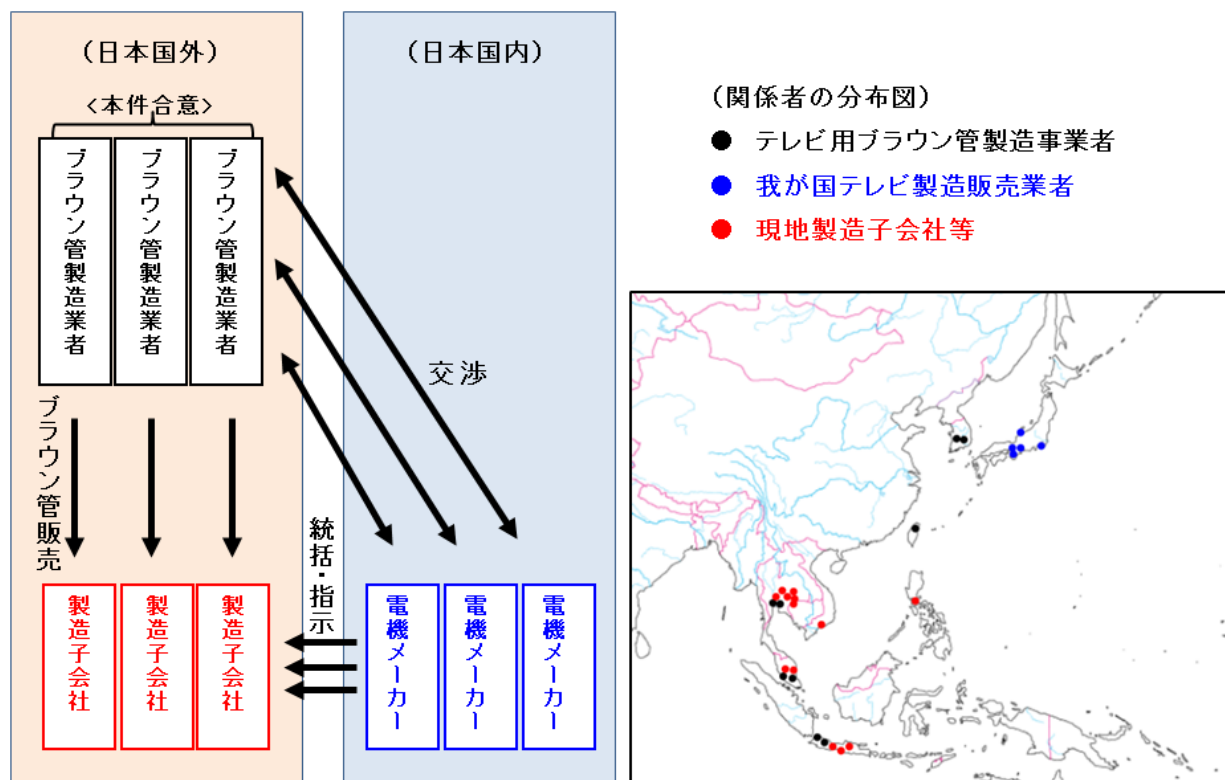
- カルテル参加者(テレビ用ブラウン管の製造事業者)は1社を除き、外国企業である。
- 日本の電機メーカー(ブラウン管テレビの製造事業者、判決文では「我が国テレビ製造販売業者」)は、日本国内でテレビを製造しておらず、アジア各国に所在する自社の子会社や関連会社、製造委託先等(判決文では「現地製造子会社等」)がテレビを製造している。
- したがって、ブラウン管製造事業者から実際にブラウン管を購入する顧客は、現地製造子会社等である。
- しかしながら、我が国テレビ製造販売業者はそれぞれ、現地製造子会社等の部品調達やテレビの製造計画の指示や承認を行うほか、現地製造子会社等が購入するブラウン管について、ブラウン管製造事業者と間で、価格や数量を一括して交渉していた。
- 我が国テレビ製造販売業者は、現地製造子会社等が製造したテレビの大部分を購入し、国内外で販売していた。
- カルテル参加者は、我が国テレビ製造販売業者の交渉の際に提示する、現地製造子会社等向けブラウン管の販売価格の最低目標価格等を設定する旨合意した(以下、「本件合意」といいます)。
- 本件合意は日本国外でなされた。

¹ http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/299/087299_hanrei.pdf

² 2017年12月13日のニューズレター「[2017年の独占禁止法の動きと2018年の展望](#)」でも、速報として採り上げています。

³ 本件はいわゆる「域外適用」の問題として説明されることがありますが、本書では誤解を避けるため「域外適用」という文言は用いません。

これを図にすると以下のようになります⁴。



3. 判旨

上告人(サムスン SDI(マレーシア))は、本件合意は国外で合意されたものであること、合意の対象となるブラウン管(以下「本件ブラウン管」といいます)を直接購入した国外に所在する現地製造子会社等であること等から、本件は我が国の独禁法の適用対象とならないと主張しました。しかし、最高裁(第三小法廷)は、5名の裁判官の全員一致で次のとおり、本件に独禁法の適用があると判断しました。

(1) 法解釈(下線は筆者が付加)

「国外で合意されたカルテルであっても、それが我が国の自由競争経済秩序を侵害する場合には、同法の排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用を認めている」

「独禁法2条6項にいう『一定の取引分野における競争を実質的に制限する』とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいう」

「本件のような価格カルテル(不当な取引制限)が国外で合意されたものであっても、当該カルテルが我が国に所在する者を取引の相手方とする競争を制限するものであるなど、価格カルテルにより競争機能が損なわれることとなる市場に我が国が含まれる場合には、当該カルテルは、我が国の自由競争経済秩序を侵害するものといえることができる。」

(2) あてはめ

ア ブラウン管テレビの製造販売業の主体的な統括・遂行とブラウン管購入の指示

- 我が国テレビ製造販売業者は、以前は自らブラウン管テレビを製造していたところ、主に以下の二つの理由から、現地製造子会社等に移管・委託した後も、ブラウン管テレビの製造販売業の主体として引き続き自社及びその子会社等が行う当該事業を統括し、遂行していた。

⁴ 分かりやすくするために、カルテル参加者のうち日本所在の1社を捨象しています。

- ① グループ会社が行うブラウン管テレビの製造販売業全体を統括し、ブラウン管テレビの生産計画や仕様等を決定するなどした上で、現地製造子会社等に指示して製造させていた
- ② 自社またはその子会社等は、現地製造子会社等が本件ブラウン管を用いて製造したテレビの全部又は相当部分を購入した上で販売していた

- その主体的な統括、遂行の一環として、基幹部品であるブラウン管の購入先、購入価格、購入数量等の重要な取引条件を決定し、その購入を現地製造子会社等に指示し、本件ブラウン管を購入させていた。

イ ブラウン管製造販売事業者との交渉とカルテルの対象

- 我が国テレビ製造販売業者は、ブラウン管製造販売事業者との間で本件ブラウン管の取引条件に関する本件交渉等を自ら直接行っていた。
- 本件合意は、その本件交渉等においてブラウン管製造販売事業者が提示する価格を拘束するものであった。

ウ 本件合意によって影響を受ける市場

- 本件ブラウン管を購入する取引は、我が国テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が経済活動として一体となって行ったものと評価できるから、本件合意は、我が国に所在する我が国テレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る市場が有する競争機能を損なうものであった。

エ 結論

- 本件合意は、日本国外で合意されたものではあるものの、我が国の自由競争経済秩序を侵害するから、本件合意を行った上告人に対し、我が国の独禁法の課徴金納付命令に関する規定の適用がある。

また、この前提で、最高裁は国外の製造子会社に対して引き渡されたブラウン管の売上高も課徴金算定の対象に含まれると判示しました。

4. 実務への影響

(1) 本判決の判断(論理と結論)

本判決が、法解釈として示した重要な点は次の2点です(前記3(1))。

- ① カルテルの合意が国外でなされても、価格カルテルにより「競争機能が損なわれることとなる市場に我が国が含まれる場合」には、日本の独禁法の適用がある。
- ② 当該カルテルが「我が国に所在する者を取引の相手方とする」競争を制限する場合には、「価格カルテルにより競争機能が損なわれることとなる市場に我が国が含まれる」。

この論理からすると、日本の独禁法の適否を決めるのは、本件ではブラウンの価格カルテルが「我が国に所在する者を取引の相手方とする競争」を制限するものかどうかということになります。本件の登場人物で、日本に所在するのは電機メーカー(我が国テレビ製造販売業者)しかありませんので⁵、この問は、具体的には、「ブラウン管を購入者でない電機メーカー(我が国テレビ製造販売業者)に対する競争(価格競争)を認めてよいか」ということに帰着します⁶。

判決は、当てはめにおいて、これを肯定しました。ブラウン管製造事業者は、親会社たる電機メーカー(我が国テレビ製造販売業者)に対してブラウン管を販売していないにもかかわらず、これを認めた理由として判決が重視したのは、グループ会社としての指示、統括という関係(前記3(2)ア)と、交渉の相手方かつ取引条件の実質的な決定権者が電機メーカー(我が国テレビ製造販売業者)であったこと(同イ)(だからこそ、カルテルの合意は我が国テレビ製造販売業者に提示する価格を対象としてなされた)、ということにあります。現地製造子会社等が製造したテレビの全部又は相当部分を電機メーカー(我が国テレビ製造販売業者)またはその子会社等が購入し、販売していた点(同ア②)は、本件では付加的に理由として摘示されていますが、これがなければ結論が異なるとまではいえないと見られます。

⁵ カルテル参加者(テレビ用ブラウン管の製造事業者)のうち1社は日本企業ですが、そのことは結論に関係がありませんので捨象します。

⁶ 判決は、審決や原判決(高裁判決)が、電機メーカー(我が国テレビ製造販売業者)が独禁法上「需要者」といえるかどうか(日本国に所在する「需要者」といえるか)、という形で用いてきた「需要者」という文言を、をあえて避けているように見えます。

(2) 実務への影響

本判決は、実務に以下のような影響を及ぼすと考えられます。

第一に、本判決によれば、合意が日本国外でなされたことは、日本の独禁法の適用を否定する理由になりません。

第二に、本判決は、実質的には「我が国に所在する者を取引の相手方とする」カルテルに対して日本の独禁法があるとの法解釈の下、実際の取引相手である現地製造子会社等に対して日本の親会社が指示、統括を行っている関係と取引条件の交渉を行っていることを重視して日本の親会社も取引相手であると結論付けました。このことからすると、例えば日本の部品メーカーが海外で販売している部品であっても、顧客である完成品メーカー（の親会社）が日本企業であって、いわゆる中央調達（条件交渉のみの場合を含む）を行っているような部品の場合、その価格に関するカルテルには、外国における発注や引渡しの有無に関わらず、日本の独禁法が適用される可能性が高いです。

第三に、本判決は本件のように現地製造子会社等の親会社がすべて日本企業であった場合に、外国の競争法は適用されないと述べたわけではありません。本件のような事案に外国の競争法の適用があるかどうかは原則として当該国の当局や裁判所において判断する事項であること、場合によっては日本法に加えて外国の競争法も重畳的に適用される可能性があることに注意を要します。

第四に、本件では現地製造子会社等の親会社はすべて日本企業でしたが、実質的に取引の相手方とみなされる完成品メーカーの中に日本企業と外国企業が混在していた場合、たとえば日本企業が1社のみで他はすべて外国企業であった場合などに日本法の適用があるのかどうかは、本判決からは必ずしも明らかではありません⁷。

第五に、本判決は、日本の独禁法の適用に対して上記の判断をしたことに基づいて、国外の製造子会社に対して引き渡されたブラウン管の売上高も課徴金算定の対象に含まれると判示しました。論理的には当然の帰結ですが、日本国内の法人に対する売上高でなくても課徴金の算定対象になりますので、課徴金が高額化する可能性があります。上記第四記載のように、最高裁が、実質的な取引相手に外国企業が混在していても日本の独禁法が適用されるという立場の場合には、外国企業に対する売上高も課徴金算定の対象に含まれることになり、実質的に世界中の売上高が課徴金算定の対象となる可能性があります。

コンタクト

[雨宮 慶](#)

東京オフィス

03-3214-6522

KAmemiya@mofocom

このニュースレターがご提供する情報は一般的なもので、いかなる個別の事案に対しても適用されることを保証したり、解決を提供するものではありません。具体的な事案においては、当該事案に対する個別の法的助言なくして、ご判断をなされないようお願い申し上げます。

⁷ 最高裁は本件の事実に即して判断したため、例えば「取引相手に我が国に所在する者が含まれる場合」といった言い方をしておらず、取引相手のうち日本企業が1社のみ（すなわち競争相手はすべて外国企業）であっても、「我が国に所在する者を取引の相手方とする競争」と認められるという立場かどうかは必ずしも明らかではないからです。